

(表 面)
診 断 書 (健康管理手当・継続用)

氏 名	明治・大正・昭和 年 月 日	男 ・ 女
居 住 地		
原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律第27条 第2項の認定に係る障害 の種類 (*1)	1 造血機能障害 2 肝臓機能障害 3 細胞増殖機能障害 4 内分泌腺機能障害 5 脳血管障害 6 循環器機能障害 7 腎臓機能障害 8 水晶体混濁による視 機能障害 9 呼吸器機能障害 10 運動器機能障害 11 潰瘍による消化器 機能障害	
上記 (*1) の障害を伴 う疾病の名称 (*2)		
上記 (*2) の疾病に係 る病状が固定化している かどうかについての意見 (*3)	1 固定化している 2 固定化していない (*2の欄の疾病により今後医療を必要とする 期間は、 年 月間の見込み)	
上記 (*2) 及び (*3) の疾病の状態と判断する に足る所見・データ、現 在の治療状況、投薬状況 等及び今後の治療方針等		
以上のとおり、診断します。 年 月 日 医療機関の名称 所 在 地 医 師 氏 名 印		

*裏面の注意事項を御覧の上、記入してください。

(裏 面)

記入上の注意

- 1 この診断書は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項の規定に基づき、下記2に記載する疾病のいずれかにより現に認定を受けている方が申請（継続）を行う場合に提出していただくものです。

- 2 この診断書の対象疾病は、次に掲げるものです。
 - (1) 造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものです。）
 - (2) 肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変がその主なものです。）
 - (3) 細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物がその主なものです。）
 - (4) 内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症がその主なものです。）
 - (5) 脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞がその主なものです。）
 - (6) 循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものです。）
 - (7) 腎臓機能障害を伴う疾病（ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎がその主なものです。）
 - (8) 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障のことです。）
 - (9) 呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症がその主なものです。）
 - (10) 運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症がその主なものです。）
 - (11) 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍がその主なものです。）

備考 健康管理手当の受給資格について、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項の規定に基づき、都道府県知事の認定を受けていない場合は、この様式は使用しないこと。